

お知らせ



福祉環境グループ

より清潔で美しい 広野町へ

「広野町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」が制定され、平成23年4月1日より施行されます。

この条例は、たばこの吸い殻や空き缶などゴミのポイ捨てや飼犬のふんの放置を防止するものです。清潔で美しいまちづくりを一層進めるために必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活環境を確保することが目的です。

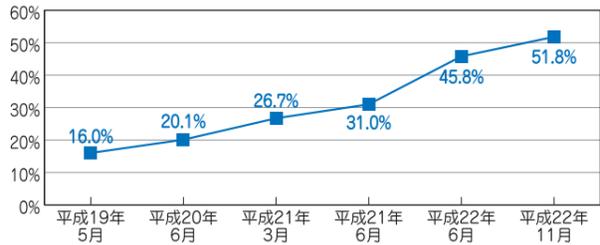
町では、ポイ捨て等防止監視員を置き監視活動や指導を行います。監視員の命令に従わないときは、3万円以下の過料が課せられます。町民一人ひとりが条例の趣旨を理解し、マナーとルールを守る必要があります。みなさんのご協力をお願いします。

住宅用火災警報器設置 状況アンケート結果

平成16年の消防法改正により、住宅火災による死傷者をなくすことを目的に新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年5月31日までに、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。このことを踏まえて、双葉郡内に居住する約27,000世帯を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査を、訪問アンケート方式により実施したところ、住宅用火災警報器設置率は「51.8%」との集計結果ができました。

住宅火災の死者のうち、約5割が逃げ遅れにより発生しています。火災で助かるために重要なこ

■住宅用火災警報器設置率推移 平成23年11月末現在



■町村別住宅用火災警報器設置状況 平成23年11月末現在

町村名	回答数	住宅用火災警報器設置状況		設置率	
		設置済	未設置	平成22年11月末	()は6月末
広野町	920	472	448	51.3%	(43.2%)
楢葉町	1,398	744	654	53.2%	(40.7%)
富岡町	1,535	757	778	49.3%	(44.9%)
川内村	986	789	197	80.0%	(77.4%)
大熊町	1,299	607	692	46.7%	(40.1%)
双葉町	440	143	297	32.5%	(26.8%)
浪江町	3,201	1,410	1,791	44.0%	(39.3%)
葛尾村	408	359	49	88.0%	(85.1%)
合計	10,187	5,281	4,906	51.8%	(45.8%)

とは早期発見です。住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して、警報音や音声で火災発生を早期に知らせ、大切な命を住宅火災から守ることが出来ます。また、火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減します。

住宅用火災警報器を設置した住宅からは、早期発見により火災に至らなかつた奏功事例が多数報告されています。

まだ設置されてないお宅は、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

早くあなたの家にも
安心安全を！

総務グループ

葬儀・告別式の際のお悔やみ廃止

葬儀・告別式に際しての町からのお悔やみを、平成23年度（4月1日）から廃止します。なお、供物については、従来どおりです。

新病院開設準備に伴う 大野病院の診療体制について

大野病院は、4月から「ふたば中央厚生病院」として新たなスタートを切ります。については、病院の改修工事などを行うため、

**3月19日(土)から3月31日(木)まで
休診(救急を含む)いたします。**

薬剤の長期投与や急変時の一次的対応などにより、できる限り患者様にご迷惑をお掛けしないよういたします。皆様の御理解と御協力をよろしく願いいたします。

■問い合わせ先 福島県病院局病院経営改革課
☎024-521-7228

	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
児童扶養手当(全部支給)	41,720円	41,550円
“(一部支給)	41,710円 ～9,850円	41,540円 ～9,810円
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	50,550円
“(2級)	33,800円	33,670円
特別障害者手当	26,440円	26,340円
障害児童福祉手当	14,380円	14,330円
福祉手当(経過措置分)	14,380円	14,330円

平成23年度 児童扶養手当・特別 児童扶養手当・特別 障害者手当等の手当額

平成23年1月28日付で平成22年全国消費者物価指数の実績値(対前年比で0.7%の下落)が公表されました。その結果、平成23年度の手当額については、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の規定により、下記のとおりとなりますので、お知らせします。

教育委員会

広野町 奨学資金貸与事業

広野町では、奨学資金を無利子で貸付しておりますので、お気軽にご相談ください。

●目的
広野町出身の学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資する。

●貸与を受ける者の資格
次の各号に掲げる要件を備える者に対して申請に基づき貸与する。
(1)専修学校専門課程、短期大学または大学(大学院を除く。)(次号において「大学等」という。)に在学し、品行が正しく学術にすぐれていること。
(2)前号の大学等に合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
(3)国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。
(4)経済的理由により修学が困難と認められること。

●奨学資金の額
奨学資金貸与額は、月額1000、000円以内とし、本人の希望および家庭の事情等を参酌して決定する。
●申請手続き
貸与を希望する方は、奨学生願

書等により広野町教育委員会に申込みください。
願書は広野町教育委員会事務局に準備してごさいます。

●受付期間
平成23年4月1日から平成23年4月30日まで(期間厳守)
(ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く)

●お問い合わせ先
〒27-4166
FAX 27-4167
E-mail kyouiku@town.hirano.fukushima.jp

就学援助 (要保護・準要保護制度)

●要保護・準要保護制度とは？
広野町では、学校教育法第25条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行い義務教育が円滑に受けられることができるよう、学用品費や修学旅行費などの一部を援助しています。

●対象者(要保護者と準要保護者)は？
①要保護者
生活保護法第6条第2項に規定に該当する方
②準要保護者
広野町教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた方

●準要保護者認定の基準は？
後記のいずれかの措置を受けた

- 生活保護法に基づく保護の停止または廃止されたが、生活が困難である方
- 福島県条例に基づく個人事業税の減免、広野町条例に基づく町民税の非課税または減免、固定資産税の減免を受けた方
- 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免を受けた方
- 広野町国民健康保険条例に基づく国民健康保険税の減免または猶予を受けた方
- 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
- 福島県社会福祉協議会による生活福祉資金の厚生資金貸付世帯の方
- 前記のほか、次のいずれかに該当する方

- 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者は職業安定所が不安定で生活状態が悪いと認められる方
- 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている方
- 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方
- 経済的理由により欠席日数が多い方
- 保護者が勤務先の倒産やリストラなどの影響を受け、収入が大幅減になった方

●就学援助対象品目および対象児童生徒

区分	就学援助対象品目	対象児童生徒
学用品費	児童生徒に所持にかかわる物品で、各教科および特別活動の学習に必要な学用品(実験・実習材料を含む。)	準要保護児童生徒
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品および通学用品	準要保護児童生徒
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品	準要保護児童生徒
通学費	最も経済的な通常の経路により通学する児童(4キロ以上)生徒(6キロ以上)が利用する交通機関に係る旅客運賃など	準要保護児童生徒
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料ならびに均一に負担すべきとなる記念写真代、医薬品代および旅行傷害保険料など	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
校外活動費	臨海・林間学校等に参加するための宿泊費など	準要保護児童生徒
学校給食費	児童生徒の学校給食費に要する費用	準要保護児童生徒



※認定に際しては、申請書を基に世帯の状況を調査させていただきます。地区の民生委員などの意見を参考に教育委員会が決定します。

●手続きに必要なものは？
児童生徒が就学援助費受給申請書(学校・教育委員会に備え付けてあります。)、教育委員会が指定するものを添付し、学校長を経由して教育委員会に提出してください。

①前年の所得または収入証明書

②非課税証明書または減免証明書
③その他教育委員会が必要と認める書類

●お問い合わせ先
〒27-4166
FAX 27-4167
E-mail kyouiku@town.hirano.fukushima.jp